

平成 22 年 6 月 1 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008 ～ 2009

課題番号：20730026

研究課題名 (和文) 租税回避と租税徴収に関する情報の非対称性の観点からの研究

研究課題名 (英文) Asymmetric Information, Tax Avoidance, and Tax Collection

研究代表者

淵 圭吾 (FUCHI KEIGO)

学習院大学・専門職大学院法務研究科・准教授

研究者番号：90302645

研究成果の概要 (和文)：本研究は、情報の経済学の成果を活用して租税回避と租税徴収についての分析を行った。具体的には、課税庁と納税者の間に情報の非対称性が存在することを考慮してどのように租税制度を設計すべきか考察した。とりわけ、タックス・ヘイブン対策税制について、その制度趣旨を情報の経済学の観点から説明することに成功した。

研究成果の概要 (英文)：We made in depth analysis of tax avoidance and tax collection. My basic idea was that we should consider asymmetric information between taxpayers and the tax authorities when we build tax system. Our main product is a paper on CFC rules in which we explained them from the point of view of information economics.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	800,000	240,000	1,040,000
2009 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：公法学

科研費の分科・細目：

キーワード：租税法、情報の経済学、租税回避、租税徴収、タックス・ヘイブン、外国子会社合算税制、インセンティブ、タックス・シェルター

1. 研究開始当初の背景

(1) これまで、租税回避（課税要件を充足せずに、課税要件を充足したのと同じような経済的成果を達成すること）については、もっぱら、制定法をどのように解釈するか、という観点からの議論が行われてきた（これまでの研究の最高峰として、清永敬次『租税回避の研究』（ミネルヴァ書房、1995年）参照）。

租税徴収については、担保法や倒産法との関係で、租税の優先権をどの程度のものにするか、という観点からの議論が行われてきた（これまでの研究の到達点として、租税法研究 33 号「租税徴収法の現代的課題」の諸論文がある）。

(2) しかし、前者について、そもそもどのような制度を作れば租税回避が行われなく

なるのか、という問題意識は学会においてこれまで十分ではなかった。また、後者については、「租税」一般の優先権が議論され、そこにいう租税が所得税であるのか、資産税であるのか、といったことは括弧に入れられていた。さらに、本来あるべき租税が徴収できないという意味では、租税回避の問題と租税徴収の問題とは関連があるにも関わらず、両者の連関について強調する研究はほとんど見られなかった。

2. 研究の目的

本研究では、課税権者と納税義務者の間に情報の非対称性があることに着目した。すなわち、所得を課税標準として課税を行うことで、課税権者である国家が、納税義務者（自然人・法人）の意思決定に影響を与えていることを重視しようとした。とりわけ、所得の水準が（それが正確に会計帳簿に反映されるかも含めて）納税義務者の意思決定に依存していること、また課税権者は納税義務者の有する情報を観察できないこと（納税義務者としても、会計帳簿という間接的な手段を通してしか所得について証明できないこと）、ことを考慮に入れて制度設計をすべきであることを、事例をもって示そうとした。

3. 研究の方法

(1) 情報の経済学を利用して、租税制度（租税回避・租税徴収）を分析する。

(2) いわゆる情報の経済学の研究成果として、当事者間に情報の非対称性（一方の当事者が情報を有するにも関わらず、他方の当事者はその情報を持たないという状況）がある場合に、効率的＝最適な結果が得られないということが知られている。そして、最適な結果に近づけるために、どうしてもコスト（エージェント・コスト）が生じてしまう、とされる。例えば、プリンシパル（本人）がエージェント（代理人）に何らかの仕事を頼む場合、エージェントが本当に言われたとおりの仕事をこなしたかどうかを、プリンシパルは知ることができないことがある。このような場合に、プリンシパルはエージェントが仕事をしたかどうかを知るために、さらに別の人に監視を頼んだり、自分で時間をかけて監視をしたり、あるいは、そもそも、他人に頼まずに自分で仕事をするを選ぶかもしれない。ここで、プリンシパルがもっと割の良い仕事をした場合と比べて生じている無駄が、エージェント・コストである。このようなコストが生じにくいように制度設計をすべきであるということは、会社法の文脈では既に良く知られている（例えば、柳川範之『契約と組織の経済学』（東洋経済新報社、

2000年）参照）。

(3) しかし、納税義務者と課税権者の間の情報の非対称性ないしエージェンシー問題については、それほど議論がなされてこなかった。これは、もともと情報の経済学が租税に関する研究を出発点としていることを考えると、これは奇妙である。

(4) 情報の非対称性が租税回避や租税徴収の文脈で論じられなかったのは、租税回避や租税徴収が租税法の中でもテクニカルな、もっぱら法の解釈によって決着をつける分野であると捉えられてきたからであると考えられる。このような状況は日本のみならず、アメリカやヨーロッパでも同様である。しかし、近年になって、課税権者が税務調査を通じて納税義務者（である法人）の真の所得を明らかにすることが、法人に対する投資家（株主や潜在的な株主である投資家一般）の利益に合致するのではないかという実証研究が現れている（Mihir Desaiの一連の研究）。この研究の結論を裏から見ると、投資家が市場を通じて法人の利益を最大化することが、課税権者である国家が租税債権を確保するために役に立っていると考えることもできる。

4. 研究成果

(1) 2008年度は、経済学の理論が法学にどのように応用できるかを探り、また、資料収集を行うことを目標としていたが、実際には、基礎研究（その成果として、ごく短いものを公表した）にとどまらず、とりわけ租税回避についての応用的な研究を行うことができた。具体的には、財務省財務総合政策研究所や財団法人トラスト60の研究会等において「外国子会社合算税制の意義と機能」というテーマで報告した。これは、外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）が「租税回避防止」のための制度であるといわれるが、それはどういうことなのかということをも明らかにする論文である。タックス・ヘイブンに子会社を作ることが道義的に良いとか悪いという問題ではなく、タックス・ヘイブンに子会社を作ると（実務家の言う）タックス・コストの面で有利になるという「インセンティブ」に対する「ディスインセンティブ」として外国子会社合算税制をとらえるべきであると主張した（のちに、フィナンシャル・レビュー94号（2009年5月に刊行）に収録）。

(2) 2009年度には、研究成果をできるだけ公表することを目標とした。まずは、前出のタックス・ヘイブン対策税制に関する論文が

刊行された。この論文では、次のような点を論じた。

(3) 外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）については、その意義と法律構成について複数の考え方があり、議論が混乱していた。この論文は、この混乱を收拾するために、同制度の意義・法律構成、さらには同制度が果たしている機能について考察するものである。

意義については、租税回避防止のための制度であるという考え方と、課税繰延防止のための制度であるという考え方が主張されてきた。しかし、後者の考え方は、アメリカにおける Subpart F 税制についての法律構成と同国における国際課税についての学説の展開によって生じた誤解である。また、前者の考え方も、そこでいう租税回避防止の意味について十分に理解されていないまま主張されてきた。本稿は、外国子会社合算税制が、タックス・ヘイブンに子会社をもつ内国親会社の適正な所得を算定するための制度であることを明らかにする。このような理解こそが、アメリカで Subpart F 税制およびその前身が誕生したときの経緯に忠実でもあり、有力な学説による理解とも合致する。

法律構成については、外国子会社から内国親会社に対して配当されたとみなして課税するという構成、および、外国子会社に対して直接課税しているという構成が有力に唱えられている。しかし、前者はアメリカの Subpart F 税制の前身にあたる制度の導入時に存在した事情に由来するものであり、同様の事情が存在しないアメリカ以外の国で採用する必然性はない。また、後者はアメリカにおける課税管轄権の理解、すなわち、外国子会社にも当然に課税できるという考え方に由来するものであり、アメリカ以外における課税管轄権の理解（「PE なければ事業所得課税なし」と相容れない。このように、いずれの構成にも問題がある。むしろ、外国子会社合算税制の意義に忠実に、内国親会社に対する課税であると構成すれば足りる。

外国子会社合算税制は、内国親会社の適正な所得を算出する機能を果たしているが、同時に、タックス・ヘイブンに子会社を設立して活動することに対するディスインセンティブとしても機能している。このディスインセンティブが強くなりすぎると、租税以外の考慮に基づく外国子会社の設立・活動を阻害してしまう。このため、外国子会社合算税制には、綿密な制度設計が求められる。

(4) 2009 年度には、この他、租税制度を設計するにあたって、課税物件（所得や資産）の帰属が多いに重要であることを踏まえて、アメリカ連邦所得税において、課税物件の帰

属がどのように考えられているかということを紹介する論文を執筆し、公表した（学習院大学法学会雑誌 45 巻 1 号）。「所有権（title）」というような堅い概念ではなく、もう少し柔軟な（占有（possession）概念に近い）ownership という概念が私法の分野でも租税法の分野でも用いられていることがわかった。さらに、本研究のテーマに完全に対応する内容のアメリカの経済学者たちによる論文の紹介を東京大学法学部（国家学会）の雑誌である「国家学会雑誌」に掲載した（刊行は 2010 年 4 月）。また、公刊には至っていないが、研究の成果をできるだけ授業でも学生に伝達するように努めた。その一端は、2010 年度の授業の受講生に配布した私家版の講義ノートに記した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

① 瀧圭吾、「Mihir A. Desai and Dhammika Dharmapala, Tax and Corporate Governance: An Economic Approach, in Wolfgang Schön (ed.), Tax and Corporate Governance」(学
界展望・租税法) 国家学会雑誌 123 巻 3・4
号 410-413 頁 (2010 年)、査読なし

② 瀧圭吾、所得課税における帰属 (tax ownership) をめぐる研究動向」学習院大学
法学会雑誌 45 巻 1 号 173-204 頁 (2009 年)、
査読なし

③ 瀧圭吾、外国子会社合算税制の意義と機能、
フィナンシャル・レビュー 94 号 74-96 頁 (2009
年)、査読なし

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Labo/4454/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渕 圭吾 (FUCHI KEIGO)
学習院大学・専門職大学院法務研究科・准
教授
研究者番号：90302645

(2) 研究分担者
なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者
なし ()

研究者番号：